

平成24年度(第3回)瀬戸市都市計画審議会 議事録

日 時 平成25年2月15日(金) 午後1時20分～午後2時10分
場 所 市役所 3階 全員協議会室
出席者 委 員：14名出席
 2名欠席 磯部友彦委員、伊藤 隆委員、
事務局：6名出席

1 審 議

- 第1号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について(瀬戸市決定)
- 第2号議案 名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について(瀬戸市決定)
- 第3号議案 名古屋都市計画塩草西地区計画の変更について(瀬戸市決定)
- 第4号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更について(瀬戸市決定)

2 議 事 録

午後1時20分開会

<事務局>

それでは、「平成24年度 第3回瀬戸市都市計画審議会」を始めさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のなか、審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、16名中14名の委員にご出席を賜っていますので、瀬戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規程により、委員の過半数の出席を得ていることから、審議会が成立していることを報告させていただきます。

なお、本日の傍聴者はございませんでした。

それでは、はじめに瀬戸市都市整備部長から、皆様にごあいさつを申し上げます。

<都市整備部長>

みなさまこんにちは。

本日は足元の大変悪い中ご出席を賜りましてありがとうございます。

昨年8月に開催いたしました都市計画審議会において、名古屋都市計画用途地域変更(案)と名古屋都市計画塩草西地区計画の変更(案)の2件についてご審議いただきご承認いただいたところでございます。

これらの2つの案につきまして、昨年9月から先月にかけて地元説明会や縦覧の実施を行いまして、この結果をふまえて、今回改めてご審議をお願いするわけでございます。

合わせて今回は前回の用途地域の変更の際に少し触れさせていただきましたが、防火地域及び準防火地域の変更について、また、今回新たなものとして生産緑地地区の変更についてもご審議を願うものでございます。

いずれにいたしましても地域主権、地方への権限移譲が進んでおります。法制度や条例の整備も徐々には進んでございますが、地域住民に一番近い場で地域社会に密接にかかわる土地利用の在り方を議論し、ご審議していただくことが今後ますます重要になってくるだろうと考えております。

そういった意味からもひきつづき本市の都市計画行政にご尽力賜りますようお願い

申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

<事務局>

続きまして、欠席の委員のご報告をさせていただきます。

本日は、中部大学工学部都市建設工学科 磯部友彦委員、愛知県瀬戸警察署長 伊藤隆委員の2名が欠席されています。

それでは、瀬戸市都市計画審議会運営規則第4条に基づきまして、会長に議事を進めていただきます。会長よろしくお願いいたします。

<会長>

それでは改めまして、こんにちは。

今日はお昼になっても気温が上がりませんで、先ほどから雨でございますけれども、品野の上の方は雪まじりでございますでかなり激しく降っておりました。本日は足元の大変悪い中、また、午後1番の大変お忙しい時間帯にご参集いただきましてありがとうございます。

いま、部長からもお話がございましたように瀬戸市の中で大変重要な議決を要する審議事項がございます。今日は4件ございますけれども慎重にご審議いただきまして、議事を進めていただきますようお願い申し上げますと代えさせていただきます。

それでは、議案審議に入る前に皆様にご報告をさせていただきます。

去る、平成25年1月30日付け文書番号24瀬都計第938号により瀬戸市長から名古屋都市計画用途地域の変更について、名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、名古屋都市計画塩草西地区計画の変更についておよび名古屋都市計画生産緑地地区の変更についての審議の依頼が、瀬戸市都市計画審議会会長宛に参りました。

これを受けまして、2月1日付で瀬戸市都市計画審議会の開催を委員の皆様にご案内申し上げ、同日付で委員の皆様を招集した旨を瀬戸市長に報告いたしました。

続きまして、本日の議事録の署名者の選出を行ないます。

瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条第2項に基づきまして議長が指名した2人とありますので、本日は、加藤基委員、戸田由久委員にお願いしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速審議に入ります。

本日の議題といたしましては、前回、塩草地区と菱野地区の用途地域や地区計画の変更の事務局（案）で都市計画法の手続きを進めるという採決をいただいた案件について、その後の都市計画法の手続きの報告と（案）の縦覧の際に意見書が提出されたかどうか、意見書があった場合はその内容と事務局の見解についてご審議いただきます。

それでは第1号議案「名古屋都市計画 用途地域の変更について」を上程いたします。事務局から手続きの報告と意見書の有無についてお願いいたします。

<事務局>

第1号議案の用途地域の変更についてご説明させていただきます。最初に前回の都市計画審議会でご承認いただきました用途地域の変更（案）の概要についてご説明させていただきます。1－6ページをご覧ください。今回2地区で変更がございますが、ひとつは左側の菱野地区です。道路改良工事により供用開始をした都市計画道路瀬戸大府東海線沿道の用途地域を変更する（案）でございます。もうひとつは右側の塩草地区ですが、瀬戸塩草土地区画整理事業地区内の一部の用途地域を変更する（案）でございます。

それでは菱野地区の説明をさせていただきますが、1－7ページをご覧ください。こちらは菱野地区の計画図になります。瀬戸大府東海線の菱野交差点から菱野橋の間で第1種中高層住居専用地域を幹線道路整備に合わせ沿道サービスを行うことのできる準住居地域に変更するものです。区域設定につきましては道路境界線から幅30mの範囲で約2.6haを指定するものです。

菱野地区につきましては、一部準防火地域がかかっておりましたが、先にご説明させていただきました瀬戸大府東海線の改良工事に伴い、準防火地域の区域の変更がございましたが、これにつきましては第2号議案でご説明させていただきます。

次に1－8ページをご覧ください。こちらは塩草地区の計画図です。以前都市計画マスタープランの一部変更でご審議いただきましたが、東海環状自動車道のせと赤津インターチェンジのポテンシャルを生かすために、インターチェンジの近接地である瀬戸塩草土地区画整理事業地区内で第1種低層住居専用地域と第2種低層住居専用地域であった約3haの保留地を準工業地域に変更するという（案）でございます。

塩草地区につきましては、地区計画もかかっておりますので、用途地域の変更に合わせ、地区計画の内容も変更する必要があるございましたので、第3号議案にてご説明させていただきます。

前回の審議会です事務局案で法定手続きを進めさせていただくことについて、ご了承をいただきましたので、法定手続きの経緯・経過についてご説明させていただきます。

1－9ページをご覧ください。都市計画法第16条第1項に定められている説明会の開催ですが、まず、地権者などの利害関係者に行い、その後、町内のみなさまを対象に開催させていただきました。

利害関係者説明会は塩草地区については平成24年9月12日（水）市役所4階大会議室にて午後7時から、菱野地区については平成24年9月26日（水）市役所4階大会議室にて午後7時から開催いたしました。住民説明会は、塩草地区は平成24年10月2日（火）塩草町集会所にて午後7時から、菱野地区については平成24年9月29日（土）幡山公民館大集会場にて午後7時から開催させていただきました。都市計画法第16条にかかる縦覧は、地区計画の策定・変更時のみに定められておりますので、用途地域の変更の（案）については都市計画法第17条の縦覧のみでございました。

都市計画法第17条1項に定められている一般の方への法定縦覧を平成25年1月10日（木）から平成25年1月23日（水）まで行いましたが、縦覧人数は3名でした。内訳は用途地域の変更（案）を閲覧した方が1名、地区計画の変更（案）を閲覧した方が1名、用途地域の変更（案）と地区計画の変更（案）の両方を閲覧した方が1名でした。意見書の提出は3名の方からあり、いずれも用途地域の変更に関するものでした。

意見書の内容に関しましては、「用途地域の変更の案」に対しまして、「用途地域に関すること」が3件、「区域の設定に関すること」が3件の合計6件ございました。なお、意見書は3名の方から全く同じ内容で提出されたため、意見書の内容については、

それぞれについて3件でカウントさせていただいておりますが、ご意見の要旨や市の見解については「用途地域に関すること」で1件、「区域の設定に関すること」で1件の合計2件にまとめさせていただいております。

それでは、1-10ページをご覧ください。意見についてはいずれも菱野地区に関するものでございます。1つめの意見書の要旨について読み上げさせていただきます。

「国土交通省が定める都市計画運用指針に示されるように、幹線道路の沿道にふさわしい業務の利便の増進を図る地区として、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は準住居地域のうちから適切な用途地域を定めることが望ましいとされていることから、最低でも準住居地域とすることは当然であるが、旭南線よりも瀬戸大府東海線の方が上位路線であり、既決定の瀬戸大府東海線沿いの用途地域（菱野町交差点以北の近隣商業地域・商業地域・準工業地域）からすれば、近隣商業地域としてもいいのではないかと。近隣商業地域とならない場合、上位路線の考え方からすれば、菱野町交差点の南東（瀬戸大府東海線沿い）の1街区は近隣商業地域から準住居地域とし、上位路線沿道の連続性を持たせるべきである。また、上位路線沿道の連続性を持たせ近隣商業地域から準住居地域に変更した場合、この街区の準防火指定が外れ、耐火建築物や耐火構造としなくてもよくなり、居住者の負担軽減につながる。」というものです。

これに対しまして都市計画決定権者の見解を述べさせていただきます。「菱野地区で、幹線道路である瀬戸大府東海線の改良工事による供用開始に伴い、当該道路沿道に用途地域を路線的に定めるために変更を行うものです。瀬戸大府東海線の現状交通量や今後の推移予測からも環境基準を超過するような騒音は想定はしておらず、住居と併せて商業等の用途に供する地域であり、瀬戸大府東海線沿道については、準住居地域が適切なものと考えます。菱野町交差点南東の近隣商業地域については、幹線道路沿道の土地利用という路線的な位置づけではなく、駅周辺に商業施設等の集積を図るために面的に配置している用途地域であるため、近隣商業地域が適切なものと考えます。」というものです。

続きまして2つ目の意見書の要旨について読み上げさせていただきます。「愛知県のガイドラインは、幹線道路の沿道等の範囲を一律に解し「4車線未満の道路で交通量（1万台/日）以上の道路沿道」は、「20～30m」としているが、国土交通省が定める都市計画運用指針のとおり、用途地域の境界は、地形、地物等により定めるのが原則ではないかと。また、愛知県のガイドラインで「用途地域は、市町村が定める都市計画であり、市町村の独自性を尊重すべきことから、地域の実情等に即して都市計画合理的なものであれば、当該市町村の運用によることも考えられる。」とされている。瀬戸大府東海線西側は旧瀬戸大府東海線で区切ることが困難なため距離表示が妥当であると考えますが、東側については区画道路、用水路等の地形地物で定めるべきである。」というものです。

これに対しまして都市計画決定権者の見解を述べさせていただきます。「菱野地区で、幹線道路の瀬戸大府東海線沿道に用途地域を路線的に定めるもので、道路境界線からの距離をもって定めています。当該地域は土地改良が施行され、1区画が大きく、仮に地形、地物等で区域の境界を定めるとした場合、道路境界線からの距離が沿道と解される範囲よりも広がってしまうことから、道路境界線からの距離をもって定めることが適切なものと考えます。道路境界線からの距離については1区画が大きいという実状を考慮し、30mが適切なものと考えます。」というものです。

従いまして、用途地域の変更については、当初の（案）のとおりとさせていただきます。説明は以上です。

<会長>

はい、ありがとうございました。ただ今の事務局案のご説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございますか。

はい、どうぞ。

<委員>

はい。私はこの1号議案で、今の説明の沿道の用途地域についてではなく、2つ目にあります塩草地区の、ページ数で言いますと1－8ページですか、ここの用途変更につきまして再度、この関連で行われる都計審が最後ということで、改めて確認も含めてお聞きしたいと思います。

一番初めのなぜこのような変更が行われたかという理由書ですが、1－3を開いていただきますと、「近くにインターチェンジがあり・・・」というようなことの中で「瀬戸市の産業振興計画に基づき変更を行った」と書いてあります。第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域が3ha準工業地域にかわるというその変更の中身について、第1点は、瀬戸市の産業振興計画で年間の工業製品出荷額を第5次総合計画の中では3,100億円と決めており、産業振興上の施策の具体化、東海環状自動車道との関連で塩草のまちづくりの変更が変わったのですが、かつて市街化調整区域を市街化区域に変え、いいまちづくりをしていこうという瀬戸市の目的があつて変えたと思うのですが、市街化区域の中で区画整理という手法でということは、健全な住宅地をつくるということが主たる目的であつたと思います。

そこに今、工業系が入ってくるということは、住居づくりからは後退すると考えますが、

そのあたりをまちづくりという観点で担当としてはどうとらえているのかということをお伺いしたいと思います。

<会長>

はい、ありがとうございます。ただ今の委員のご質問に対して事務局どうぞ。

<事務局>

こちらにつきましては都市計画マスタープランを変更いたしまして、土地の在り方、土地の利用というものについて、時代に合ったものとしていこうということからスタートしております。

塩草につきましては、先ほどからお話のあった通りインターから近いということと、経済状況・社会状況の変化等をふまえて、こちらの土地について工業系でまとめた土地をつくるのが最も有効利用ではないかと判断させていただきまして用途地域の変更とさせていただいたものでございますが、塩草地区はもともとこの区画整理事業は住宅と工業とが両方存在して成り立つという計画のものでございます。そのようなことを考えますと、今回の変更でその考え方が変わったということではないと判断しております。以上です。

<会長>

はい、委員どうぞ。

<委員>

はい。ただ、住居と工業の割合を変えていくということだと、残念ながら住居系が削られていくということだと思います。そうした場合、瀬戸全体でみると住居系の補てんをしないと、総合計画では人口の動向が予想されているわけですから、どこかで住居系を張り付けるところを補てんしないと最終的につじつまが合わなくなってしまおうと思います。ですからどこで補てんをされるのか伺いたい。

<会長>

はい。では、事務局お願いします。

<事務局>

それではお答えさせていただきます。今回変更を予定しているエリアで計画されていた住宅は大体100戸強でしたが、この分についてですが、現在、瀬戸市の人口につきましては市域の西部では微増ということで住宅も張り付いてきておりますし、以前、マスタープラン変更の際にお話させていただきましたが、用途地域についても工業系の用途地域でも住宅が多くなってきた地域につきましては住居系に変更していくという考えでございますので、「人口フレーム」こちらについては支障ないと考えております。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

<委員>

はい。この件につきましては、この間の都計審の審議を経ておりますので、最終的に私としては意見として述べさせていただきたいと思っております。

そもそもこの地域は4つの「遠」という特徴の地域だと考えます。学校・病院・商店・駅。いづれにしてもそこでのまちづくりそのものが困難を極めるという、ここに人が張り付いても車がなければ生活ができないというまちづくりに原因はなっているのではないかと考えます。

ある意味では東海環状は「渡りに船」であったので、だから住居を削って工業を持ってくるという原因になってしまったのではないかと考えます。

そういう意味からすると万博の誘致に伴って、瀬戸環状東部線の道路を生み出すという大目標、本来「道づくり」であったのに、沿道をふくめて「まちづくり」に変わってしまったことにきっかけとしての原因があるのではないかと考えます。

そのようなところのまちづくりがこういう問題がこのような形で出てきたということで、今後、より慎重なまちづくりが求められたのではないかと意見を言っておきます。以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。今、意見という形で表明がありましたので、どうぞ事務局のほうで受け止めていただきたいと思いますと考えます。

では、ほかの委員のご意見はございませんでしょうか。

特に無い様ですので、それでは採決に入ります。

第1号議案名古屋都市計画用途地域の変更について原案のとおりで賛成の方

の挙手を求めます。

ありがとうございます。

全員賛成でございますので、第1号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり決定といたします。

続きまして第2号議案名古屋都市計画 防火地域及び準防火地域の変更についてを上程いたします。事務局から手続きの報告と意見書の有無についてお願いいたします。

<事務局>

それでは第2号議案の防火地域及び準防火地域の変更についてご説明いたします。2-5ページの総括図をご覧ください。菱野地区におきまして、一部分に準防火地域がかかっておりましたが、1号議案でご説明させていただきました都市計画道路瀬戸大府東海線の改良工事に伴い、道路の線形が変わったことにより、準防火地域の区域の変更がございました。

1枚めくっていただき、2-6ページをご覧ください。この図面は変更後の計画図です。赤い斜線部の左角のあたりをご覧ください。「井林川」と書いてあるあたりですが、左下に曲がって伸びている細い道路が瀬戸大府東海線の旧道で、太くまっすぐ伸びている道路が改良後です。当初の準防火地域の区域界が改良前の旧道の道路中心線を区域界としておりましたが、改良工事後、道路中心線が若干東側に振ったため、それに合わせ区域界も東側に変更となり、準防火地域の面積が減少いたしました。

こちらの変更の(案)につきましては第1号議案と合わせて地元説明会、都市計画法第17条に定められた縦覧を行いました。防火地域と準防火地域の変更(案)の閲覧者及び意見書はいずれもございませんでした。

従いまして、防火地域・準防火地域の変更は当初の(案)のとおりとさせていただきます。説明は以上です。

<会長>

はい、ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

よろしいですか。では、意見がございませんので採決に入りたいと思います。

第2号議案名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について、原案のとおりで賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

全員賛成ですので、第2号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり決定といたします。

続きまして第3号議案名古屋都市計画塩草西地区計画の変更についてを上程いたします。事務局から手続きの報告と意見書の有無についてお願いいたします。

<事務局>

それでは3号議案の塩草西地区計画の変更について説明をさせていただきます。先ほど第1号議案の説明の際に申しましたとおり、第3号議案は塩草地区の用途地域の変更にあわせ、地区計画を変更するものでございます。

3-8ページをご覧ください。第1種低層住居専用地域と第2種低層住居専用地域を準工業地域に変更するにあたり、D-1地区という通常の準工業地域よりは厳しく、

遊戯施設や大規模集客施設を規制する地区計画といたしました。また、住宅系の用途地域に隣接するD-1地区については、住環境を重視することから工場・倉庫などを建築する際には道路境界から1.0m以上の植栽帯を設け、その内側に1.5m以上の目隠しフェンスを設置しなければならないという規制も設けますという内容の変更の（案）です。

第1号議案でも報告させていただきましたが、都市計画法第16条第1項に定められている説明会の開催ですが、利害関係者説明会は平成24年9月12日（水）市役所4階大会議室にて午後7時から開催いたしました。住民説明会は平成24年10月2日（火）塩草町集会所にて午後7時から開催させていただきました。

その後、都市計画法第16条に定められている法定図書の縦覧を利害関係者に対して行いましたが、閲覧者、意見書ともにございませんでしたので、（案）を変更することなく、都市計画法第17条に定められている一般の方への縦覧をかけさせていただきました。縦覧結果ですが、先ほど1-9ページでご説明させていただきましたとおり、地区計画の変更（案）の閲覧者は延べ2名でしたが、意見書の提出はございませんでした。

従いまして、名古屋都市計画塩草西地区計画の変更は当初の（案）のとおりとさせていただきます。説明は以上です。

<会長>

はい、ありがとうございました。ただ今ご説明のありました第3号議案につきましてご質問やご意見等ございましたらお願いいたします。

はい、委員。

<委員>

結果として1号議案に伴って3号との関連ですが、D-1が北側で3.1ha増えるということです。ご説明で、敷地境界から1m植栽をもうけるとことで、バッファゾーンを設けるということだと思いますが、ここは工業系の地域となるのであれば、もう少し広いバッファゾーンの設置や境界道路の拡幅だとか、なるべく環境を守る住居ということが記載されていますし、それとの関連で利害関係者会議の際にどのようなことに注意してほしいというお話が出て、市は今、言われたこと以外にどのような対策を取ろうとお考えかお聞きしたい。

<会長>

はい、今のご意見につきまして、事務局どうぞ。

<事務局>

それではお答えさせていただきます。ご指摘のとおりこの地域には地区計画をかけ、一定の距離で植栽を設けるということ以外にバッファゾーンを設けるということのご意見でしたが、現在、バッファゾーンの設置は考えておりませんが、区画整理事業の中で一般ゾーンよりも幅員が広い8mという区画道路を設置すること、隣接地に公園を配置するなどの配慮をさせていただこうと考えております。

また、利害関係者の方たちの説明会の中では同様な意見が出てきたのではないかとということでしたが、実際、ご地元のみなさまからは用途地域が変更されることによつてどのようなことがあるのかというご質問がございました。「危険な工場が来るのでは？」というご質問も一部ではございましたが、用途地域の変更の予定地域は保留地

でございますので、組合が売却する土地です。

組合員のみなさまに不利になるような業態の企業に売るということは考えにくいのではということはお話させていただきました。

瀬戸市といたしましても組合とともにこちらに住まわれる方、保留地に来られる方に双方に快適に過ごすことができるように努力してまいりたいと考えます。

<会長>

はい、ありがとうございました。

委員どうぞ。

<委員>

続いて質問です。いづれにしても予定1035世帯、3312人の住む住居計画から910世帯、先ほどご説明がございましたように100世帯分が小さくなりますということで910世帯2912人と聞いておりますが、非常に大きい人数だと思えます。3000人近い人たちがここに集まって暮らしをしていかれるわけですが、そう考えたときに、あまりにもこの住空間の中に必要な施設が無すぎると考えます。

スーパーマーケットも町まで出ないとないですし、車のある人はいいのですが、それ以外の人は生活がしにくい地域だと思えます。

暮らしやすいまちづくりをしていくのに今後どのようなポイントで生活を支えていくのか施策の展開といいますか、商業を持ってくるにもここは準工ですので商業を持ってくるわけにはいかないと考えられるのですが、ここで今後どのようにまちづくりを展開していくのか伺いたいと思えます。

<会長>

はい、どうぞ。事務局。

<事務局>

まず、準工業地域ということですが、こちらにつきましては一定規模のものであれば商業施設も立地が可能です。そのようなことも含めまして、今後のまちづくりをどの様にしていくかというご質問がございましたが、区画整理組合が中心となりまして、市の関係部局、関係機関と連携いたしまして用途地域に見合った商店などを誘致いたしまして、付加価値を高め、魅力あるまちづくりに取り組む必要があると考えております。

<会長>

ありがとうございました。

はい、委員。

<委員>

たしかに一定規模以下の商業ならできますが、そこを狙いながら呼び込みをして暮らしやすい街にするということは大切だと思いますが、今度は逆にいいますと、準工ですからいろいろな施設がここに入り込めるわけですね。

住環境からの観点で準工の中にもできるものできないものの基準を作っておかないと、企業が来るたびに毎回トラブルが起きるのではないかと考えます。

そういう意味で安全基準といいますか、快適基準といいますか、そのあたりをどこにおいてこの街づくりをされようとしているのか伺いたいと思います。

<会長>

はい、ただ今の意見に対しまして、事務局どうぞ。

<事務局>

おっしゃる通り準工業地域ですとなんでも出来てしまいますのでそういったことは抑制しないとイケないのではないかとということでございますが、まさにそのために地区計画を定めさせていただいているところでございます。

とくに商業施設に関しましては、大型店舗は立地することができないということで整理させていただいております。このようなことを整理させていただいたうえで取り組んでまいる考えでございます。以上でございます。

<会長>

はい委員。

<委員>

そういうように基準をつくりながら街を作っていくかざるを得ないと思います。

また、これもこれまでの都計審の審議を経ておりますので、意見として言わせていただきます。

いずれにしても910世帯が住む街を作っていくから、工業の面でどうか、住居の面での快適性はどうかということをお互に追求していかなければならないと考えます。

ポテンシャルだけを考えれば、東海環状自動車道が横にあるわけですから7:3が住と工の割合を6:4に下げる。もっと利用価値を追求すると5:5でどうなのかとお聞きしたら5:5ではだめだと言われました。それはやはりここが健全な住居の中心にと考えられているからであって快適住居空間という縛りからではないかなと考えるわけでございます。

両者に気を使いながら作っていくかざるを得ないことがまちづくりとして果たしてここを選んだことが本当に良かったのかということをもっと慎重に本来は考えるべきではなかったのかということをお意見として言っておきます。

<会長>

ありがとうございました。ただ今のご意見を受け止めていただいて記録に残していただけたと思います。

ほかの委員はご意見ございますか。

では、特にないようですので採決に入りたいと思います。

第3号議案名古屋都市計画塩草西地区計画の変更について、原案のとおりで賛成の方の挙手を求めます。

賛成13名ですね。したがって第3号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により賛成が過半数を超えましたので原案のとおり決定いたします。

ありがとうございます。

では、続きまして第4号議案名古屋都市計画 生産緑地地区の変更についてを

上程いたします。事務局から手続きの報告と意見書の有無についてお願いいたします。

<事務局>

続きまして、第4号議案、名古屋都市計画生産緑地地区の変更について説明させていただきます。まず4-1ページをご覧ください。名古屋都市計画生産緑地地区の変更（瀬戸市決定）でございますが、変更後の面積は約23.2haになります。理由の概要ですが、現在生産緑地地区が指定されている箇所、生産緑地法に基づく制限解除が行われたものについて一部区域変更をするというものです。

今回変更となる生産緑地の場所ですが、4-3ページの総括図をご覧ください。本市の北東部に位置します、上品野町になります。東海環状自動車道のせと品野インターチェンジの近くです。1枚めくっていただき、4-4ページの計画図をご覧ください。図面中ほどの黄色の箇所が今回除外になる生産緑地です。

次に4-2ページに戻っていただきますが、今回の変更の内容です。上の表をご覧ください。生産緑地地区の一団数及び面積ですが、変更前は市内全体で149団地、面積は23.2ha、232,306㎡ですが、今回、一団数は変わらず、460㎡減少し、変更後の一団数は149団地、面積が23.2ha、231,846㎡になります。変更の理由ですが、下の表の理由をご覧ください。主たる農業従事者の方の身体的故障によりまして、買取申出がなされ、申出後3か月以内に所有権の移転が行われなかったことによるものです。都市計画法第17条の縦覧結果は、閲覧者及び意見書ともにありませんでした。

従いまして、名古屋都市計画生産緑地地区の変更は当初の（案）のとおりとさせていただきます。説明は以上です。

<会長>

はい、ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明に対しまして何かご意見ご質問等ございましたでしょうか。

特によろしいでしょうか。

では、ご質問がありませんので採決に入りたいと思います。

第4号議案名古屋都市計画生産緑地地区の変更について、原案のとおりで賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成、ありがとうございました。

全員賛成ですので、第4号議案は瀬戸市都市計画審議会条例第6条第3項により原案のとおり決定いたします。

以上で本日予定しておりました議題についてすべてご審議をいただき決定いたしました。委員の方々何かその他ご発言ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特に無いようですね。では、事務局のほうで何か連絡事項等ございますでしょうか。

<事務局>

はい。

<会長>

はい事務局どうぞ。

<事務局>

連絡事項ですが、今後の用途地域等の変更の告示までのスケジュールについてご連絡させていただきます。今回のご審議の結果を受けまして、最終案を愛知県知事に協議させていただきます、概ね1か月で知事の回答をいただきます。知事の回答後告示をし、都市計画変更の決定となります。告示の時期は3月下旬を予定しています。

あと、もう1点ございます。来年度の都市計画審議会の予定ですが、愛知県住宅供給公社によるサンヒル上之山の事業再開に伴い、サンヒル上之山地区計画の策定、またサンヒル上之山地区内の都市計画公園である「やまぶき公園」や塩草土地地区画整理事業地内の公園を都市計画決定するなど都市計画公園の手続きを行う予定ですのでよろしく願いいたします。

以上です。

<会長>

ありがとうございます。

事務局から連絡事項がございましたが、ほかはよろしいですか。

特に無いようですので以上で平成24年度第3回瀬戸市都市計画審議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございます。

以上を持って閉会いたします。

午後2時10分閉会

瀬戸市都市計画審議会運営規則第5条2項の規定により、ここに署名する。

瀬戸市都市計画審議会 会長

.....

瀬戸市都市計画審議会 委員

.....

瀬戸市都市計画審議会 委員

.....